

あなたのご世帯は、国民健康保険料が未納となっております。

支払期限までに納付して下さい。支払期限を経過しても納付がない場合には、法律に基づき、行政処分を行う場合があります。

※既に納付された場合は、行き違いですのでご容赦下さい。

※督促状は金融機関では使用できません。

※督促状表面にバーコードが印字されていない場合は、同封の納付書をご使用いただくか、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

◎お手元の督促状と照らし合わせてご確認ください。

国民健康保険料は、世帯主に納付義務があります。世帯主が社会保険等に加入している場合でも、世帯主に被保険者全員分の保険料を請求しています。

こちらにバーコードの印字がない場合は、同封の納付書をご使用いただくか、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

納付書兼納入済通知書 金融機関では納付できません

自治体コード	131164
加入者	豊島区会計管理者
納付額	
納付義務者	
通知書番号	

●裏面に記載した「納付できる場所・方法」で納付してください。
(金融機関では納付できません)
●下記にバーコードが印字されていない場合は、コンビニエンスストア・モバイルレジ・電子マネーで取り扱いができませんので、同封の納付書をご使用いただくか、国民健康保険課までお問い合わせください。

CVS収納用 ※金額を訂正した場合、バーコードの印字のない場合、バーコードが読み取れない場合はコンビニエンスストア・モバイルレジ・電子マネーでは納付できません。

←コンビニエンスストアで納付する場合は、左側のマシン目で切り取ってお持ちください。
◎口座振替をご利用中の世帯で、口座振替日に督促対象月の金額を引落し予定の世帯については、二重納付にならないように、この納付書では納付しないでください。

収納代行	株式会社NTTデータ
主管課名(問合せ先)	豊島区国民健康保険課 03-3981-1111(代表)

(コンビニ本部控) (コンビニ店舗控)

原符

自治体コード	131164
加入者	豊島区会計管理者
納付額	
納付義務者	
通知書番号	
主管課名	豊島区国民健康保険課 (TEL) 03-3981-1111(代表)

(コンビニ本部控) (コンビニ店舗控)

督促状兼領収証書

あなたの納付すべき国民健康保険料が下記のとおり未納となっております。支払期限までに納付してください。

通知書番号	
年度	月
金額	納付期限

この督促状は、法令に基づき、保険料が納期限までに納付されたことが確認できない世帯に送付しています。すでに納付済の場合は、行き違いですのでご容赦ください。

◎督促状は、口座振替ご利用中の世帯、分割納付中の世帯にも送付しています。
◎ご家族の方が加入されている場合には、世帯主の方に保険料の納付義務があります。

問合せ先
(主管課) 豊島区国民健康保険課 (TEL) 03-3981-1111(代表)
(受付時間) 平日 8:30~17:00

領収証書
上記の金額を受領しました。
領収日付印

収納代行:株式会社NTTデータ (2年間保管してください)
収入印紙不要 (お客様控)

未納となっている期別、金額です。支払期限までに納付して下さい。

あ すぐに開けて、 なか よ 中を読んでください。

勤務先などで他の健康保険に入ったときは、国民健康保険をやめる手続きを自分でしなければなりません。

- 郵送やインターネット、窓口での手続きができます。
- やめる事由が発生した日より、14日以内に手続きをしてください。
- 手続きが遅れると、本来やめている期間の国民健康保険料を変更できず、納付の義務が残ってしまうことがあります。

窓口受付時間: 平日 8:30~17:00
第2日曜日 9:00~17:00(給付事務は除く)
※第2日曜日以外の日曜日、祝日、土曜日は受付していません。
また、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、第2日曜日の窓口受付は変更となる場合があります。

ここからゆっくりはがしてください。

社会保険等に加入した場合は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

【納付できる場所・方法】 金融機関では納付できません

- ①コンビニエンスストア (50音順) ※取扱店舗は変更となる場合があります。
◆くらしハウス ◆スリーエイト ◆生活彩家
◆セブン-イレブン ◆デイリーヤマザキ
◆ニューヤマザキデイリーストア ◆ファミリーマート
◆ポプラ ◆ミニストップ
◆ヤマザキスペシャルパートナーショップ
◆ヤマザキデイリーストア ◆ローソン
- ②MMK設置店 (無人端末及び信用金庫内端末を除く)
- ③モバイルレジ (パケット通信用料・手数料がかかります)
- ④電子マネー (パケット通信用料がかかります)
※③④の詳細は、豊島区役所ホームページをご確認ください。

※豊島区役所公金納付窓口、東・西区民事務所で納付する場合は、国民健康保険課又は東・西区民事務所で納付書の再発行を受けてから納付してください。

豊島区国民健康保険料の納付は「口座振替」が原則です

- ・納付方法を口座振替 (自動払込) に変更してください。
- ・口座振替への変更方法は、豊島区役所ホームページをご確認ください。

納付期限までの納付ができないときは、納付計画を説明してください。
【担当】 豊島区役所 国民健康保険課 整理収納グループ TEL 03-3981-1294(直通)
特別整理グループ TEL 03-3981-1295(直通)

For Foreign Languages



督促状

あなたの納付すべき国民健康保険料が、納期限までに納付されず、未納となっております。この督促状で指定した納付期限までに納付してください。

納付期限までに納付しないときは、法令に基づき、財産調査のうえで滞納処分(差押等)を受ける場合があります。

1. この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

こちらに記載の場所・方法で納付してください。